

平成26年6月23日
北海道電力株式会社

「泊発電所 新保修事務所駐車場付近の仮設ゴミ置場における発煙」に係る原因と対策について

平成26年6月5日14時57分、泊発電所構内の新保修事務所(協力会社事務所)付近の駐車場にある仮設ゴミ置場で、協力会社職員が発煙を確認し直ちに消火器等により消火しました。その後、消防署により15時23分に鎮火が確認されております。

発生原因は、現在調査中です。

なお、今回の事象による外部への放射能の影響および負傷者はありません。

本件については、泊発電所に関する通報連絡及び公表基準に基づき北海道及び地元4カ町村に連絡済みです。

(平成26年6月5日 お知らせ済み)

本日、本事象に対する調査結果を踏まえ、仮設ゴミ置場における発煙事象の推定原因、再発防止対策についてとりまとめましたので、お知らせします。

今回の事象における原因は、仮設ゴミ置場に過去に実施した工事の残材(パテ、硬化剤¹)を処理する際、その取り扱いが適切でなかったことによるものと推定しました。再発防止対策として、当社社員及び協力会社の方々に事象周知並びに注意喚起などを行うとともに、社内規程類の改正などを実施します。

詳細は以下のとおりです。

本件については、北海道及び地元4カ町村に報告済みです。

1. 調査結果

今回の発煙事象について、作業状況の聞き取り調査などから、以下について確認しました。

- (1) 当日午後より協力会社社員が自社の倉庫で機材等の整理・片付けの一環として、昨年実施した工事の残材(パテ、硬化剤)を廃棄処理することとしました。その際に、硬化剤を紙・布ウエスにしみ込ませパテと一緒にひとつのビニール袋に入れて当該仮設ゴミ置場へ仮置きしましたが、その約30分後に発煙が確認されました。なお、仮置き時の外気温は30度程度でした。
- (2) 発煙したビニール袋(90 / 袋)1個を開封し内部を確認したところ、以下の状況でした。
 - ・パテは固形化していました。
 - ・パテ周辺に付着していた紙・布ウエスには黒く焦げた跡が見られました。
 - ・中に入っていたビニール袋や容器の一部が熱で溶けていました。

2. 推定原因

上記の調査結果から、推定原因は以下の2つで、そのうち(1)を主原因と考えていますが、いずれもそれらの残材(パテ、硬化剤)を廃棄処理する際の取り扱いが適切でなかったことに起因しています。

- (1) 硬化剤をしみ込ませたウエスとパテをひとつの袋に入れたこと。
(通常の使用時よりも両者が高い割合で混ざりあった状態になり、化学反応が促進し、発熱・発煙に至った可能性が高い。)
- (2) パテおよび硬化剤を入れたビニール袋を炎天下に置いたこと。
(ビニール袋内の温度が上昇し、パテおよび硬化剤が各々単独で化学反応等により発熱し発煙した可能性が考えられる。)

3. 再発防止対策

本事象は、「危険物・有機溶剤等の化学物質を含んだ残材の不適切な取り扱い」に起因したものであり、「化学物質を安全データシート(以下、「SDS」という。)²や製品ラベル³に従って適切に管理すること」や「工事で残材が発生した場合は工事の一環として速やかに処理すること」などについて徹底してまいります。

具体的な再発防止対策は以下のとおりです。

- (1) 事象発生翌日の6月6日、当社社員及び協力会社各社に対し、文書で事象の周知及び「危険物・有機溶剤等の化学物質は、SDSの記載に従い、適切に処理すること」などの注意喚起を行いました。
- (2) 6月19日開催の当社及び協力会社の会合にて、改めて事象の周知ならびに今回の教訓として「危険物・有機溶剤等の化学物質を取り扱う際は、SDSや製品ラベルの記載に従って、適切に管理すること」、「工事で残材(危険物・有機溶剤等の化学物質)が発生した場合は、当該工事の一環として、速やかに処理すること」について周知を行いました。
また、不用意に危険物・有害物質等の残材が残置されていないことの再確認を依頼しました。
- (3) さらに、当社の社内規程及び協力会社が工事・作業を実施する上で守るべきことをまとめた書類に記載されている遵守事項に「危険物・有機溶剤等の化学物質を取り扱う際は、SDSや製品ラベルをよく確認し、適切に管理すること」、「工事で残材(危険物・有機溶剤等の化学物質)が発生した場合は、当該工事の一環として、速やかに処理すること」などの注意事項を追記して周知徹底することにより、今後の再発防止に努めます。

1 パテ、硬化剤

パテは、塗料の基剤(半練り状の固体)

硬化剤は、パテと反応して、硬化を開始、促進、調整するために加えられる化学物質

2 安全データシート(SDS)

対象化学物質を含む製品を事業者提供の際に、薬品の物質名や性状のほか、危険有害性、応急時の措置、取り扱い・保管・廃棄時の注意などの多くの有用な情報が記載されているシート

3 製品ラベル

製品の容器または外部梱包に貼られたり、印刷されたりするもので、製品の名称、仕様等が記載されている。労働安全衛生法による表示として、当該危険物の種類及び等級、有害情報や注意事項等も記載されている

<添付資料>

添付資料 - 1 泊発電所構内仮設ゴミ置場配置

添付資料 - 2 仮設ゴミ置場 発煙発生場所

以上

仮設ゴミ置場 発煙発生場所



発煙があった
仮設ゴミ置場



仮設ゴミ置場内の発煙発生箇所
90ℓゴミ袋1個